

平成 30 年第 1 回臨時会

駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会 会 議 録

平成 30 年 12 月 21 日

駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会

平成30年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会会議録目次

| | | |
|---------|---|---|
| 会期日程 | 目 | 2 |
| 付議事件等一覧 | 目 | 3 |

[12月21日（金）]

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1 開会及び開議の宣告 | 3 |
| 2 議席の指定 | 3 |
| 3 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 4 諸般の報告 | 4 |
| 5 会期の決定 | 5 |
| 6 報第2号から議第8号までの 5件一括上程、説明、質疑、討論、採決 | 6 |
| 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出 | 9 |
| 8 管理者挨拶 | 9 |
| 9 閉会の宣言 | 10 |

平成30年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会会期日程

| 日数 | 月日 | 曜日 | 開議時刻 | 区分 | 内容 |
|----|--------|----|------|-----|--|
| 1 | 12月21日 | 金 | 午後2時 | 本会議 | 開会 議席の指定 会議録署名議員の指名 諸般の報告 会期の決定 報第2号～報第5号、議第8号の説明 質疑 討論 採決 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会 |

付議事件等一覧

- 1 報第 2号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 2 報第 3号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 3 報第 4号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 4 報第 5号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 5 議第 8号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査

平成30年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会会議録

平成30年12月21日（金）午後2時 開会

於 議 場

○出席議員（17名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 浅田良弘 | 2番 | 井川弘二郎 |
| 3番 | 高橋好彦 | 5番 | 内山慎一 |
| 6番 | 星谷和馬 | 7番 | 小澤隆 |
| 8番 | 深田昇 | 9番 | 山口嘉昭 |
| 10番 | 稲葉富士憲 | 11番 | 二藤武司 |
| 12番 | 米山祐和 | 13番 | 原喜久雄 |
| 14番 | 山田直志 | 15番 | 小長谷順二 |
| 16番 | 片岡章一 | 17番 | 渡邊博夫 |
| 18番 | 植松恭一 | | |

○欠席議員

4番 秋山治美

○欠 員 （なし）

○地方自治法第121条の規定による出席者

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 管理者 | 頼重秀一 | 副管理者 | 仁科喜世志 |
| 副管理者 | 小野達也 | 消防長 | 山中史隆 |
| 消防部長 | 山本竜也 | 警防部長 | 小森泉 |
| 総務課長 | 大村創一郎 | 予防課長 | 植田豊一 |

| | | | |
|-----------------------------|--------|-----------------------------|-------|
| 警防救急 課長 | 今井 將一朗 | 通信指令 課長 | 岡本 一 |
| 第一方面 本部長兼 沼津北 消防署長 | 山本 道雄 | 第二方面 本部長兼 田方中 消防署長 | 渡辺 肇 |
| 第三方面 本部長兼 伊東消防 署長 | 山田 聖二 | 清水町 消防署長 | 西島 勇 |
| 東伊豆 消防署長 | 山口 政敏 | 田方北 消防署長 | 高木 亮司 |
| 田方南 消防署長 | 堀江 育夫 | 会計室長 | 山村 光広 |

○議会事務担当職員

| | | | |
|-----|-------|----|-------|
| 書記長 | 玉川 稔 | 書記 | 安立 和弘 |
| 書記 | 廣瀬 光晴 | 書記 | 草場 大介 |
| 書記 | 渡邊 光隆 | | |

○議事日程

平成30年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会議事日程

平成30年12月21日（金曜日） 午後2時 開会

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 諸般の報告

第4 会期の決定

第5 報第2号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）

第6 報第3号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）

第7 報第4号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）

第8 報第5号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）

第9 議第8号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について

第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（植松恭一）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は17人です。定数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議席の指定

○議長（植松恭一）

日程に入ります。

日程第1 議席の指定を議題といたします。

このたび、新たに伊豆市から選出されました2人の議員の議席を会議規則第4条第1項及び第2項の規定により、議長から指定いたします。

星谷和馬議員の議席は6番に、小長谷順二議員の議席は15番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植松恭一）

次に、日程第2 会議録署名議員を議長から指名いたします。

7番 小澤隆議員、10番 稲葉富士憲議員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（植松恭一）

次に、日程第3 諸般の報告をいたします。

最初に、去る10月31日、小長谷順二議員、杉山武司議員から、当組合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしましたので、御報告いたします。

次に、伊豆市から選出されておりました当組合議会議員に変更がありましたので、御紹介いたします。

最初に、星谷和馬議員より御挨拶をお願いいたします。

○6番議員（星谷和馬）

皆様こんにちは。伊豆市から選出の星谷と申します。よろしく申し上げます。私も20代の時は消防団員でした。皆様と共に力を合わせて、より良い消防活動をまい進していきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（植松恭一）

次に、小長谷順二議員より御挨拶をお願いいたします。

○15番議員（小長谷順二）

改めましてこんにちは。11月1日の臨時会において、委員会構成が変わりまして消防議員に再任させていただきましたので、今後もよろしくお願いいたします。

○議長（植松恭一）

次に、先の御報告のとおり、議会運営委員でありました小長谷順二議員の辞職により議会運営委員が1名欠員となりましたが、議会運営委員会条例第2条第2項の規定により、議長より、小長谷順二議員を議会運営委員に指名いたしましたので、御報告いたします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る7月から10月までの定例検査結果報告及び地方自治法第199条第9項の規定によ

り、定期監査結果報告が監査委員から、それぞれ報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査につきまして申し出があり、その写しを議席に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、あわせて御了承願います。

次に、秋山治美議員から、公務のため本日の会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、あらかじめ御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（植松恭一）

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

◎会期の決定

○議長（植松恭一）

次に、日程第4 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 渡邊博夫議員。

○17番議員（渡邊博夫）

平成30年第1回臨時会につきまして、議会運営委員会を本日午後1時から、植松恭一議長に御出席いただき、開催をいたしました。その概要について御報告申し上げます。

今臨時会に提出されます議案は、管理者提出議案が5件でございます。内容といたしましては、報第2号から報第5号までが、専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）、議第8号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてとなっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、ございませんでした。

以上のことから会期につきましては、本日1日と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（植松恭一）

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日といたしたいと思っております。これ

ころ、消防車の車重によりアスファルトを陥没させた事故で、損害賠償額7万2,360円をもって示談が成立したため、本年9月10日付けで専決処分をしたものがあります。

次に、議案書の7ページをお開きください。

報第3号 専決処分の報告についてでございます。

内容といたしましては、平成30年6月13日、本消防組合職員の運転する公用車が、函南町間宮_____において、損害賠償の相手方所有の車両に接触し、車両を損傷させた事故で、損害賠償額6,100円をもって示談が成立したため、本年10月26日付けで専決処分をしたものであります。

次に、議案書の11ページをお開きください。

報第4号 専決処分の報告についてでございます。

内容といたしましては、平成30年8月30日、本消防組合職員の運転する公用車が、沼津市大岡中石田_____において、損害賠償の相手方所有の遮断機の遮断桿と接触し、遮断桿を破損させた事故で、損害賠償額2万9,297円をもって示談が成立したため、本年10月26日付けで専決処分をしたものであります。

次に、議案書の15ページをお開きください。

報第5号 専決処分の報告についてでございます。

内容といたしましては、平成30年9月28日、本消防組合職員の運転する公用車が、伊豆の国市四日町_____において、損害賠償の相手方所有の車両に接触し、車両を損傷させた事故で、損害賠償額15万7,789円をもって示談が成立したため、本年10月26日付けで専決処分をしたものであります。

以上、管理者提出議案の報第2号から報第5号までを一括して、提案理由の補足説明を申し上げます。

○消防部長（山本 竜也）

それでは、私から議第8号の提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の17ページ及び別冊、議案資料の1ページからを、併せてお開きください。

議第8号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、平成30年人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定等に準じ、駿東伊豆消防組合職員の給料及び手当等について、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、第1条において、本条例第24条第1項の宿日直手当の額を通常時4,200円から4,400円に、執務が行われる時間が、通常行われる日の執務時

間の2分の1に相当する時間である日に、退庁時から引き続いて行われる宿日直手当にあっては、6,300円から6,600円に改め、また、本条例第29条第2項第1号で、勤勉手当を100分の90から100分の95に改め、同項第2号の再任用職員の勤勉手当を100分の42.5から100分の47.5に改めるとともに、同条、別表第1の「消防職給料表」及び、議案書の22ページでございます、別表第2の「行政職給料表」を月額平均0.2パーセント引き上げる改正を行います。

続いて、議案書の26ページ及び別冊、議案資料の7ページを、併せてお開きください。

第2条において、本条例第26条第2項で、期末手当を6月と12月に均等に配分するため、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5から100分の130に改め、同条第3項の再任用職員の期末手当を100分の122.5とあるのは100分の65と、100分の137.5とあるのは100分の80から100分の130とあるのは100分の72.5に改めるとともに、平成31年度の勤勉手当を6月と12月に均等に配分するため、本条例第29条第2項第1号で、勤勉手当を100分の95から100分の92.5に改め、同項第2号の再任用職員の勤勉手当を100分の47.5から100分の45に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、第1項により、この条例は、公布の日から施行いたしますが、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行することといたします。

第2項により、第1条の規定による改正後の新条例第3条第1項の規定は、平成30年4月1日から適用し、第29条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用することといたします。

第3項は、給与の内払の定めで、本条例による改正前の条例の規定に基づいて、平成30年4月1日から、第1条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなすことといたします。

以上、管理者提出議案であります、議第8号の提案理由の補足説明を申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（植松恭一）

当局の説明が終わりました。

これよりただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことといたします。報第2号、3号、4号、5号、議第8号以上5件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

報第2号、3号、4号、5号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、議第8号に対する討論を伺うことにいたします。

議第8号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第8号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第8号は可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（植松恭一）

次に、日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査としたいとの申し出がありましたので、閉会中の継続調査として、議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○議長（植松恭一）

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

ここで管理者から挨拶を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○管理者（頼重秀一）

発言のお許しを賜り心から感謝申し上げます。

平成30年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、今臨時会に御提出させていただきました各議案につきまして、慎重御審議の上、御議決賜り、厚く御礼申し上げます。

組合議員の皆様におかれましては、今後とも管内消防行政の更なる発展のため、御指導、御鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げます。また、皆様方が今後ますます御健勝にて御活躍され、すばらしき新年を迎えられますことを、心から御祈念申し上げます。大変措辞ではございますが、組合管理者としての御挨拶に代えさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（植松恭一）

これをもって平成30年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午後2時19分 閉会

○地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月21日

議 長 植 松 恭 一

議 員 小 澤 隆

議 員 稲 葉 富士憲